

介護保険制度について

岡山県福祉課 ☎44・3005

1 福祉用具貸与

- 対象品目**
- ①車いす ②車いす付属品
 - ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト(つり具の部分を除く) ⑨介助用ベ

- ル ⑩自動排泄処理装置 ⑪手すり ⑫スロープ
- ⑬歩行器 ⑭歩行補助つえ

※原則①～⑨は要介護2、5、⑩は要介護4、5の人が対象となりますが、例外的に要支援1、2、要介護1の人でも対象となる場合があります

2 社会福祉法人等の利用者負担軽減

介護保険制度では1割負担が原則ですが、下表の事業所を利用する市町村民税の非課税世帯の人で次の条件全てを満たす人は負担額が軽減されます。

- ①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下
- ②預貯金額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下
- ③世帯が居住用家屋や日常生活に必要な資産以外に

軽減を受けられる市内事業所

・緑風館(広田)	・みどりの家
・どんぐりの里	・幼老複合型ういず
・翁寿園	・太陽の家
・伊加利デイサービスセンター	
・平成ホームヘルパーステーション(八木)	
・社会福祉協議会訪問介護事業所	
・すいせんホーム	
・小規模多機能施設 風らん	

- ④負担能力のある親族に扶養されていない
 - ⑤介護保険料を滞納していない
- 軽減額** 利用者負担額の25%。老齢福祉年金受給者は50%

3 福祉用具購入費支給

- ▽条件 要支援・要介護認定
- ▽限度額 年間10万円
- ▽利用方法
- ①指定販売店で必要な福祉用具を購入
- ②申請書、カタログの写し、領収書を市へ提出

- ③審査後 購入費の9割を支給
- 対象品目 ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 ⑥便座の底上げ部材 ⑦自動排泄処理装置の交換可能部分

4 介護施設入所時の費用軽減

老人福祉施設や老人保健施設、療養型施設などの介護保険施設に入所してサービスを受ける場合、次の対象者は居住費(滞在費)と食費に限度額が設定されます。

対象者と負担限度額は表1、2のとおりです。

表1. 軽減措置が受けられる対象者

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で本人と世帯全員が市町村民税非課税の人
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で「本人の合計所得+課税年金収入」が80万円以下の人
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階以外の人

表2. 負担限度額と基準費用額(1日あたり)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)			
		多床室(相部屋)	従来型個室(特養)	従来型個室(老健、療養)	ユニット型(個室)
基準費用額	1,380円	320円	1,150円	1,640円	1,640円
第1段階	300円	0円	320円	490円	490円
第2段階	390円	320円	420円	490円	820円
第3段階	650円	320円	820円	1,310円	1,310円

▲施設によって、利用者負担額が基準費用額と異なることがあります。基準費用額は施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。

5 住宅改修の補助

- ▽条件 要支援・要介護認定で居宅で生活する人
- ▽限度額 20万円
- ▽利用方法
- ①ケアマネジャーに相談。改修の理由書や見積書などを添えて市へ事前申請
- ②工事を実施。費用は、一旦全額自己負担
- ③領収書と工事費の内訳がわかる書類(改修前後の写真等)を市へ提出
- ④審査後、上限額内で改修費の9割額を支給

- 対象工事 ①手すりの取り付け ②段差解消 ③洋式便器等への便器の取替え ④引き戸などへの取替え ⑤滑り防止や移動の円滑化のための床材の変更など

2と4の申請方法

総合窓口センター1備付の申請書に必要事項を記入して各総合窓口センター・連絡所・出張所又は長寿福祉課へ提出。現在、制度を利用中の人は更新案内の通知を6月中旬に送付します。

変更になっています! ご存知ですか? 年金制度

4月から、年金制度が次の項目で変更になっています。

- ①子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。(平成26年4月1日以後の死亡が対象)
- ②未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました。未払いの年金を受け取れる遺族の範囲は「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でしたが、改正後は、「上記以外の3親等内の親族」(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)まで拡大されます。(平成26年4月1日以後の死亡が対象)
- ③障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります。

障害基礎年金または障害厚生年金を受けている人の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでしたが、改正後は、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には、1年を待たずに請求することができます。

岡白石年金事務所 ☎078・012・4000

7月1日から 福祉医療費助成制度の一部が変わります

1 老人医療費助成制度

国の医療制度の見直しにより、70～74歳の自己負担割合が2割になるため、より若い65～69歳の人を対象とする老人医療費助成制度の要件(所得制限等)を満たす人のうち、昭和24年7月1日以降生まれの人の自己負担割合等を変更します。

認定区分	変更前(6月30日まで)		変更後(7月1日から)	
	自己負担割合	自己負担限度額(月)	自己負担割合	自己負担限度額(月)
低所得Ⅱ	2割	外来 8,000円 外来・入院 24,600円	2割	外来 12,000円 外来・入院 35,400円
低所得Ⅰ	1割	外来 8,000円 外来・入院 15,000円	2割	外来 8,000円 外来・入院 15,000円

▲昭和24年6月30日以前に生まれた人は、経過措置により変更前の自己負担割合等を適用します

(所得制限: 市民税非課税世帯で、年金収入と年金収入以外の所得の合計が80万円以下の人)

2 こども医療費助成制度

中学1年生から中学3年生までのこども医療費助成制度の対象者(所得制限内の人)の通院医療費の医療保険にかかる自己負担額を全額助成します。

対象者	変更前(6月30日まで)	変更後(7月1日から)
	自己負担限度額	自己負担限度額
中学1年生から 中学3年生まで	・外来 ⇒ 2割負担 ・入院 ⇒ 負担なし	・外来 ⇒ 負担なし ・入院 ⇒ 負担なし

(所得制限: 保護者(父・母)の市民税所得割税額の合計または扶養義務者の市民税所得割税額の合計が23万5千円未満)

3 母子家庭等医療費助成制度

乳幼児等・こども医療費助成制度の充実を踏まえ、母子(父子)世帯と他の世帯との均衡を図るため、所得制限と自己負担限度額を変更します。

認定区分	変更前(6月30日まで)		変更後(7月1日から)	
	所得制限	自己負担限度額	所得制限	自己負担限度額
一般	母(父)、扶養義務者の所得が児童扶養手当の一部支給基準を準用	▼外来 1医療機関あたり1日600円を限度に月2回まで負担 ▼入院 1割負担で1ヶ月2,400円	母(父)、扶養義務者の所得が児童扶養手当の全部支給基準を準用	▼外来 1医療機関あたり1日800円を限度に月2回まで負担 ▼入院 1割負担で1ヶ月3,200円
低所得	一般区分該当者のうち、市民税非課税世帯で、年金収入と年金以外の所得の合計が80万円以下	▼外来 1医療機関あたり1日400円を限度に月2回まで負担 ▼入院 1割負担で1ヶ月1,600円	変更なし	変更なし

◆各受給者証の発送

7月から利用できる各受給者証については、平成25年中の所得状況などを確認し、6月下旬に通知・発送させていただきます。

岡保険課 ☎44-3003

しろあり・害虫駆除の専門店 Alice 広告

ホームドクターアリス

しろあり・羽アリ
ヤマトシロアリ・イエシロアリ
いや～な虫の駆除と予防

南あわじ市北阿万筒井76-1

調査・見積 無料!

☎55-0800

不法就労・不法滞在防止にご協力を!

社会の健全な発展を図るために、不法就労・不法滞在問題について正しく理解し、外国人の不法就労・不法滞在をなくすようご協力をお願いします。 南あわじ警察署

災害に備えよう!

自然災害から身を守るためには一人ひとりが防災意識を高めるとともに、日頃からの災害への備えが重要です。 南あわじ警察署